

学校における新型コロナウイルス感染防止マニュアル

ver. 3



令和3年10月11日改訂
桶川市立桶川小学校

※今回の改訂事項は、朱書きで表記

1 自宅での防止対策について

1 毎日の健康チェック【児童】【教職員】

◇ 体温を測り、せきやだるさ、その他の症状についてチェックシートに記入する。

- ・発熱（平熱よりも0.5度以上高い場合）がみられる場合は登校を見合わせる。教職員は出勤しない。

（教職員は、体調に変化が見られた場合は、早めに管理職に報告し指示に従う）

- ・発熱の他、風邪等の症状、その他体調が悪い場合は無理をせず登校、出勤しない。
- ・場合によっては医療機関で受診し、医師の診断に従う。

【その他登校前家庭での保護者の確認事項の目安】

- ① 顔色が悪くないか。唇の色は正常か。
- ② 表情などいつもと違う様子はないか。
- ③ 息苦しさ、呼吸の乱れはないか。
- ④ 胸の痛みはないか。
- ⑤ ぼんやりとしていたり、もうろうとしていたりしないか。

2 持ち物の確認【児童】【教職員】

◇ 登校・出勤前に必ずマスク、ハンカチまたはタオル、水筒等を確認する。

- ・登下校中はマスクを着用し、密接での不要な会話を避ける。
- ・**夏季**は熱中症対策のため、息苦しさ等を感じたらマスクを外す。希望により日傘使用も認める。
- ・マスクの色やデザインは問わない。
- ・児童は、予備のマスク、ハンカチを常にランドセルに入れておく。使用するマスクがない場合は、ハンカチ等で簡易マスクを作成し着用する。
- ・水筒の中身は今まで通りとし、授業中は自分の座席の足元に置く。（毎時間1回補給タイム）
- ・清潔なハンカチ、ティッシュ等を持たせる。

3 通学班での登校時について【児童】

◇ 通学班の集合場所や登校中は大きな声でふざけたりしない。交通安全にも注意する

- ・班長、副班長は班の児童の体調や欠席状況にも気を配り、心配な点は担任に伝える。
- ・登校時は、1列で距離を保ち、不要な会話は控える。
- ・校門や昇降口付近等で、密集しないように心掛ける。
- ・朝の挨拶運動は、**少人数及び分担にして行うこととする。**

◇ 登校し荷物を教室においたら、すぐに石鹸で両手をていねいに洗う。

- ・体温の計測を忘れた児童は、教室内で体温を測定し記録する。
- ・体温計使用後は、消毒する。

2 登校後の防止対策について

1 換気の徹底【教職員】

◇ 教室、廊下の窓を開け、空気の流れをつくる。

- ・職員は出勤後、校舎内の窓を開ける。
- ・原則的に、授業中に一度、毎休み時間ごとに5分以上の換気をする。
- ・エアコン使用中は、授業中においても、教室内に空気の通り道を維持する。
(熱中症防止も踏まえ、窓等の開閉については当日の天候に対応していく)

2 教室、トイレ等の消毒の徹底【教職員】

◇ ドア、ドアノブ、スイッチ等多くの人が触れる場所を1日1回消毒する。

- ・消毒作業は、希釈した家庭用洗剤を使用する(使用方法等は別に養護教諭が示す)
- ・児童の机やいすの消毒は行わないこととする。トイレの消毒は、児童の清掃活動の中に取り入れ、共用部分を中心に行う。(消毒箇所分担等は清掃担当より示す)
- ・教職員の消毒作業は、放課後の時間から清掃時間に移行し、児童の清掃活動と兼ねてよい。
- ・トイレ及び流し場では、密を避けるため、児童の待つ際の立ち位置の表示をする。

3 手洗いの徹底【児童】【教職員】

◇ 登校後、給食前後、トイレ使用后、外遊び・清掃後、用具の共有後は必ず手洗いをする。

- ・こまめに手洗い、うがいをする習慣を身につける。(できる限り休み時間にも行う)
- ・ハンカチやタオルの貸し借りは絶対にしない。
- ・手洗い場での密集も極力避ける。

3 授業中の防止対策について

1 授業形態・学習内容の工夫【教職員】

- ◇ 児童が長時間向かい合って行う授業形態
- ◇ 対話を近距離で長時間行う授業形態
- ◇ 身体接触を伴う学習活動
- ◇ 教具を複数の児童が共同で使用する学習活動

リスクの高い活動は感染防止対策を十分に行い実施する
※引き続き控える活動は、教科等担当が示す

- ・児童の机は可能な限りの間隔をとって配置する。
- ・特別教室を使う教科は、座席の配置や換気を工夫する。また使用前後に石鹸で手洗いを行う。
- ・授業の内容について検討する。感染予防を最優先に、今の段階で実施することは避けておきたい学習内容は時期を変更する。
- ・ICT機器を活用した学習活動を積極的に取り入れる。(PCや視聴覚教材等)

- ・縦割り活動（なかよしタイム）は、実施内容や人数等を工夫しながら実施する。
- ・**夏季においては**、授業中に、1度水分補給タイムを設定する。

2 児童が行う感染予防【児童】

◇ 教科書、文房具等、授業で使用するものの貸し借りはしない。

- ・授業中は必ずマスクを着用する。（校舎内の場合）
- ・教室環境を清潔に保つ。
- ・外での学習活動は、密を避けマスクを外してよい

4 給食時の防止対策について

1 配膳準備【児童】【教職員】

◇ 盛り付けは給食当番、配膳は児童が各自で行う。それ以外の児童は着席して待つ。

- ・自分用の箸、スプーン及びフォークの持参は、保護者の希望により認める
- ・給食前の机の除菌は行わないこととする。
- ・給食前に必ず石鹸での手洗いをする。
- ・全員マスクを着用する。
- ・配膳台を除菌する。
- ・配膳されたものは食缶に戻さず、食べきれない場合は残す。
- ・配膳時の動線に留意し、密を避ける。
- ・**当面、週1回、給食時に二酸化炭素濃度を測定し、室内の換気状況を見届ける**
(基準：給食時で1000ppm以下)

2 給食中【児童】【教職員】

◇ 机は前を向いたままで食べるようにし、会話は控える。

- ・食べ物の交換はしない。
- ・食事開始後のおかわりの配膳は、各学年や学級で工夫する。

3 片づけ【児童】【教職員】

◇ 片づけは各自が順番に、一方通行で行う。

- ・牛乳パックは全部開かずに小さくして、学年ごとに燃えるゴミ袋に捨てる。
- ・飲み残した牛乳や余った牛乳は、今まで通りケースに戻し給食室へ返す。
- ・片づけ終了後、配膳台を消毒する。
- ・給食後の換気を徹底する。
- ・給食後に必ず手洗い、うがいをする。当面、食後の歯磨きは行わないこととする。
- ・食後は速やかにマスクを着用する。

5 清掃中の防止対策について

1 密集を避ける【児童】【教職員】

◇ 無言清掃を徹底する。

- ・必ずマスクを着用する。
- ・教職員による消毒は、各自担当の清掃場所で行ってよい。(詳細は清掃担当より示す)
- ・トイレの清掃は、簡単な消毒作業も含め、事前指導を踏まえ、担当児童により行う。
- ・終了時の反省会は、密を避け行ってよい。
- ・清掃後に必ず手洗い、うがいをする。

6 休み時間の防止対策について

1 密集・密接を避ける【児童】【教職員】

◇ 教室、廊下ともに密集・密接して会話しない。

- ・休み時間の校庭使用は、3学年ずつとし、引き続き手洗いの励行と密を避けて使用していく。
- ・外遊びは、マスクを外してよいが、会話する際は、距離をとる。
- ・活動後に必ず手洗い、うがいをする。

2 図書室の利用【児童】

◇ 密を避けながら、貸し出しを行う(詳細は図書担当より)

7 放課後の防止対策について

1 帰りの会終了後は速やかに下校する【児童】

◇ 教室、廊下等、校内でいつまでも過ごさない。

- ・下校中は必ずマスクを着用する。(高温時は、会話を控えながらマスクを外す)
- ・複数で下校する場合は、距離をとり会話は控える。

8 朝会、集会等について

1 当面、全校児童が集まる活動はしない【児童】【教職員】

◇ 引き続き、全児童が一堂に会す体育館での全校朝会・集会等は放送で行う。

- ・前後、左右の間隔をできる限り大きくとる。
- ・複数の児童を集める場合は必ず換気する。
- ・業前の体力タイムは、引き続き全校を2グループに分け、分散して行う。

9 保健室来室児童への対応について

1 けがや体調不良者への対応【児童】【教職員】

◇ 児童は、事前に担任や他の教師に申し出て、保健室へ行く。(緊急を要す場合は別)

- ・自分で歩ける場合は、一人で保健室へ移動。歩けない場合は、教師が付き添うか、他の児童が養護教諭を呼びに行く。(距離が近くなるので、他の児童が付き添うことはしない)
- ・体調を確認し、チェックシートを見て、普段よりも体温が高かったり、授業を続けるのが無理な状態であれば、保護者に連絡し、速やかに早退させる。(長時間学校にとどめない)
- ・風邪等、体調不良の児童とけが等の応急処置を要する児童の対応部屋を分ける。
(けが等 → 保健室入口左側 風邪、体調不良等→教育相談室か保健室入口右側)
- ・児童への対応終了後は、いすやシート等を消毒する。(ベッドは使用しない)

10 保健及び給食時の対応について

上記の対応については、別に養護教諭及び栄養教諭から示される予防策の詳細に準ずる。

11 複数の感染者発生に伴う学校の対応

学校関係者が新型コロナウイルスに複数感染し、臨時休業等の措置を要する場合は、保健所による積極的疫学調査並びに学校医の助言等を踏まえ、市教委の指示に基づき下記の通り対応していく。

- ・学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の措置を要する場合は、9月27日付桶川市教育委員会から保護者宛に発出された「桶川市立小・中学校における臨時休業等の目安について」に基づく。
- ・臨時休業期間中を含め、登校しない児童は、出席停止扱いとする。
- ・臨時休業期間中の学習は、オンライン学習等を積極的に活用し、学習機会の確保に努める。

※今回の改訂は、令和3年9月28日付県通知及び9月29日付市通知「緊急事態宣言解除後の市町村立学校の対応について」に基づく